

まちづくりの目標5 【産業政策】産業がつながり活力があるまち 5-1 商工業

拡充 仕事と家庭の両立支援

■労働総務費 (5-1-1)

予算額：330万円

財源内訳 (千円)			
国県	地方債	その他	一般
		3,300	

- 女性が働き続けられる労働環境に改善し、安定的な労働力の確保を図るため、妊婦健診のための休暇取得や子どもの看護休暇取得支援に加え、**男性の育児休暇等の支援に取組む市内事業者に奨励金を交付**

○対象者 市内事業者

○交付額 1事業者あたり10万円

○対象要件



奨励金の名称	要件	
妊婦健診のための休暇取得奨励金	女性従業員が妊婦健診のための有給の特別休暇を5回以上取得	継続
子の看護休暇取得奨励金	従業員の子どもが病気等で看護が必要な時に、有給の特別休暇を5日以上取得	継続
配偶者出産休暇取得奨励金	男性従業員が配偶者の入院等から出産後2週間までに有給の特別休暇を2日以上取得	新規
男性の育児目的休暇取得奨励金	男性従業員が配偶者の出産日から8週までに有給の特別休暇を3日以上取得	新規

[担当課] 産業経済部商工振興課

拡充 女性・若者への起業支援

■商工振興事業 (7-1-2)



予算額：710万円

財源内訳 (千円)			
国県	地方債	その他	一般
		7,100	

- 新規起業者の増加による市内の経済活性化を図るため、**起業時に要する費用の一部を補助し、女性や若者の起業の促進及び自己実現できる場の創出を支援**

○補助内容

区分	新規起業者初期投資支援事業補助金 [新規]	新規起業者支援事業補助金 [拡充]	新規起業者PR活動支援事業補助金 [拡充]
事業費	280万円	270万円	160万円
対象者	市内で起業する者		
対象経費	店舗等の整備及び機械設備導入等に要する経費	店舗等の賃借料	ホームページ作成費、広告印刷費等の事業者のPRに要する経費
補助率	①一般：補助対象経費の1/4 (上限250千円) ② 女性活躍加算 ：補助対象経費の1/4 ③ 若者加算 ：補助対象経費の1/4 ④ 過疎地域加算 ：補助対象経費の1/4 ※①+②③④のいずれか1つ 補助対象経費の2/4 (上限500千円) ※①+②③④のいずれか2つ以上 補助対象経費の3/4 (上限750千円)	①一般：補助対象経費の1/4 (上限25千円/月・300千円/年) ② 女性活躍加算 ：補助対象経費の1/4 ③ 若者加算 ：補助対象経費の1/4 ④ 過疎地域加算 ：補助対象経費の1/4 ※①+②③④のいずれか1つ 補助対象経費の2/4 (上限50千円/月・600千円/年) ※①+②③④のいずれか2つ以上 補助対象経費の3/4 (上限75千円/月・900千円/年)	①一般：補助対象経費の1/4 (上限100千円) ② 女性活躍加算 ：補助対象経費の1/4 ③ 若者加算 ：補助対象経費の1/4 ④ 過疎地域加算 ：補助対象経費の1/4 ※①+②③④のいずれか1つ 補助対象経費の2/4 (上限200千円) ※①+②③④のいずれか2つ以上 補助対象経費の3/4 (上限300千円)
加算の定義	・女性活躍加算：女性の起業者、 ・若者加算：40歳未満の起業者、 ・過疎地域加算：青垣地域、山南地域の起業者		

- その他 既存事業所において女性登用を促進するため、令和7年4月1日以後に40歳未満の女性を新たに常時雇用者として採用した際の奨励金額を、50万円から75万円に増額します。 [雇用奨励金の拡充]

地球温暖化対策 ゼロカーボンシティの実現に向けた取組

新規 スマートエネルギー化設備の導入支援

■地球温暖化対策推進事業 (4-1-4)



予算額：1,140万円

財源内訳		(千円)	
国県	地方債	その他	一般
1,275			10,125

- 二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指し、エネルギー利用の効率化・最適化（スマートエネルギー化）を促進するため、**住宅や事業所のスマートエネルギー化設備の導入費用等を支援**

○スマートエネルギー導入促進補助金 1,000万円

- ・対象 市内に住所を有する個人、事業者
- ・内容
 - (1)太陽光発電設備を導入している場合、次のいずれかの設備等の導入に対する補助
 - (2)太陽光発電設備を導入していない場合、太陽光発電設備の導入（必須）と併せて、次のいずれかの設備等の導入に対する補助

設備等	補助額	備考
蓄電池	上限10万円	上記(2)における太陽光発電設備の導入に対する補助
V2H充放電設備	定額10万円	
電気自動車・燃料電池自動車	普通自動車10万円・軽自動車5万円	(上限10万円)

○既存住宅省エネ化促進事業補助金 140万円

- ・対象 市内に対象となる住宅を所有し、居住する人
- ・内容
 - 既存住宅の全部又は一部について、一定の基準（省エネ又はZEH）に適合する改修に対する補助
 - ・省エネ基準：対象経費の4割（上限30万円）
 - ・ZEH基準：対象経費の8割（上限70万円）



[担当課] 生活環境部環境課